

## 規制の事前評価書

政策の名称	家畜の伝染性疾病に対する防疫対応の強化を図るため、家畜の所有者等が講ずべき消毒等の防疫措置に関する規定の新設・拡充
担当部局	農林水産省消費・安全局動物衛生課（03-3502-5994）
評価実施時期	平成23年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的</p> <p>平成22年4月、宮崎県において発生が確認された口蹄疫により、最終的な殺処分頭数が我が国の畜産史上最大規模の約30万頭に及ぶとともに、畜産業界のみならず、地域社会・地域経済にも深刻な影響が及んだ。</p> <p>平成23年に入ってから、韓国、中国、台湾等の近隣アジア地域において口蹄疫が発生しており、また、近年、国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国にこうした家畜伝染病の病原体が侵入する危険性は高い。</p> <p>さらに、家畜伝染病の中には、口蹄疫以外にも高病原性鳥インフルエンザなど、人獣共通感染症や食料の安定供給に支障を与える重大な疾病が多種存在している。</p> <p>以上のような認識に立ち、かつ、今後の口蹄疫防疫対策や家畜伝染病に対する危機管理のあり方を検証した「口蹄疫対策検証委員会」の報告書に基づき、家畜の伝染性疾病に対する防疫対応を強化する。</p> <p>○規制の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜の所有者は、畜舎等の出入口付近に消毒設備を設置しなければならない。消毒設備が設置されている畜舎等に入る者はその身体及び当該畜舎等に持ち込む物品を、当該畜舎等の敷地に車両を入れる者は当該車両を、それぞれ消毒しなければならない。</li> <li>2 家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数及び家畜の衛生管理の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。</li> <li>3 農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜を発見した獣医師等は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</li> <li>4 家畜の所有者が、その患畜及び疑似患畜を直ちにと殺しなければならないこととなる疾病に、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを追加する。</li> <li>5 農林水産大臣が、現行のまん延防止措置では口蹄疫のまん延の防止が困難であると判断する場合、患畜及び疑似患畜以外の家畜について、家畜の所有者は予防的殺処分をしなければならない。</li> <li>6 家畜伝染病の発生後において、患畜等の所在した畜舎等の所有者は、家畜防疫員に消毒の指示を受けた場合、消毒設備を設置しなければならない。また、当該畜舎等から車両を出そうとする者は、当</li> </ol>

該車両を消毒しなければならない。

- 7 家畜伝染病の発生後において、家畜伝染病の病原体により汚染したおそれがある物品の所在した倉庫等の所有者は、都道府県知事に消毒を命ぜられた場合、消毒設備を設置しなければならない。また、当該倉庫等から車両を出そうとする者は、当該車両を消毒しなければならない。
- 8 家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止するため特に必要がある状況の下において、発生農場の周辺的一般道路等に都道府県知事が消毒設備を設置した場所を通行しようとする者は、その身体及び車両を消毒しなければならない。
- 9 家畜防疫官は、海外からの入国者に対して質問を行い、必要な限度において、その携帯品を消毒することができる。
- 10 家畜伝染病病原体の所持について農林水産大臣の許可を受けなければならず、届出伝染病等病原体の所持について農林水産大臣への届出をしなければならない。

#### ○規制の必要性

- 1 病原体が家畜に侵入することを防ぐ上では、病原体が家畜に入る直前の段階である畜舎等の入口段階での消毒が最も重要である。
- 2 防疫対応を効果的に実施するためには、都道府県段階において家畜の頭羽数等を定期的に把握するとともに、衛生管理のレベルアップに向けた指導を的確に実施していく必要がある。
- 3 家畜伝染病の種類によっては、現場の獣医師の診断では当該家畜伝染病の患畜かどうかを判定できず、経過観察を行っている間に、急速かつ広範囲にまん延してしまうおそれがあるため、当該家畜伝染病については、農林水産大臣の指定する症状を呈している段階で届出をさせ、国において患畜かどうかを遅滞なく判断する必要がある。
- 4 伝播力が強く病原性の高い高病原性鳥インフルエンザや豚コレラについては、まん延の防止を図るため、患畜となれば直ちにと殺する必要がある。また、低病原性鳥インフルエンザについても、いつ高病原性鳥インフルエンザに変異するかわからないため、高病原性鳥インフルエンザと同様に、直ちにと殺することができるようにする必要がある。
- 5 口蹄疫については、伝播力が強く病原性が高いため、現行の措置だけでは更なる感染の拡大が急速かつ広範囲に進みかねない場合、地域経済全体に及ぼす被害が一層甚大なものとなるおそれもあり得ることから、と殺される家畜の頭数の更なる増加を防ぐためには、患畜及び疑似患畜以外の家畜についての予防的殺処分を行う必要がある。
- 6～8  
家畜伝染病のまん延を防止するためには、
  - ・患畜等の所在した畜舎等からの人や車両の往来に伴う病原体の拡散を防ぐ
  - ・汚染された物品が所在した倉庫等からの人や車両の往来に伴う病原体の拡散を防ぐ

	<p>・一般道路等を通じて発生農場周辺の地域以外の地域にまん延することを防ぐ必要がある。</p> <p>9 家畜伝染病の発生を予防するためには、海外から家畜伝染病の病原体が侵入する危険性を軽減させる必要がある。</p> <p>10 所持する病原体の流出等による家畜の伝染性疾患の発生及びまん延のリスクの低減を図る必要がある。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p>	<p>○ 今般制定する規定及びその内容</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第8条の2（消毒設備の設置等の義務）、第12条の4（定期の報告）、第13条の2（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）、第17条の2（患畜等以外の家畜の殺処分）、第25条（畜舎等の消毒の義務）、第26条（倉庫等の消毒）、第28条の2（消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務）、第46条の2～3（入国者に対する質問等）、第46条の5～22（家畜伝染病病原体の所持の許可等）</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>「規制の内容」の1、2、3、6、7、8、9、10については、「口蹄疫対策検証委員会報告書」に基づき新設していること、5については、口蹄疫対策特別措置法第6条の規定を移行することから代替案は置かず、4の「と殺の義務」について代替案を置くものとする。</p> <p>代替案は、家畜伝染病に感染すると体重の減少や産卵率の低下といった生産性の低下がみられ、さらに感染が拡大すれば経済的な損耗も増大することから、改正案より規制を強化する案とする。</p> <p><b>【代替案】</b> 高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ以外の家畜伝染病の患畜及び疑似患畜についても直ちにと殺しなければならない。</p>	
<p>規制の費用</p>	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>（遵守費用）</p> <p>「規制の内容」の項目のうち以下の項目について遵守費用が生じる。</p> <p>1、6、7 消毒設備の設置を義務付けられた者の消毒設備の設置費・維持費、消毒を義務付けられた者の消毒に係る業務・費用</p> <p>2 家畜の所有者の報告に係る事務</p> <p>3 獣医師等の届出に係る事務</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p><b>【代替案】</b> 家畜伝染病に感染した家畜を直ちにと殺しなければならないため、家畜の所有者のと殺に係る費用が増大する。</p>

	<p>4 <u>家畜の所有者のと殺に係る費用(代替案の対象)</u></p> <p>5 家畜の所有者の殺処分に係る費用</p> <p>9 入国者の質問・検査・消毒を受ける義務への対応</p> <p>10 ①家畜伝染病病原体の所持者 許可申請、家畜伝染病発生予防規程の作成、病原体取扱主任者の選任、教育訓練、記帳、取扱施設の維持、保管、災害時の応急措置に係る業務・費用</p> <p>②届出伝染病等病原体の所持者 届出、記帳、取扱施設の維持、保管、災害時の応急措置に係る業務・費用</p>	
(行政費用)	<p>「規制の内容」の項目のうち以下の項目について行政費用が生じる。</p> <p>2 都道府県が報告を受理する事務、市町村長に報告内容を伝える事務</p> <p>3 ①都道府県 届出を受理する事務、農林水産大臣に届出について報告し検体を提出する事務、検体が患畜又は疑似患畜であるかどうかの判定結果を届出をした者に通知する事務、検体が患畜又は疑似患畜である旨を市町村長等に通報する事務</p> <p>②国 検体が患畜又は疑似患畜であるかどうかの判定をする事務</p> <p>4 <u>患畜等をと殺した家畜の所有者に支払われる手当金に関する国の業務・費用(代替案の対象)</u></p> <p>6、7 家畜防疫員による消毒業務及び都道府県の消毒薬剤費</p> <p>8 都道府県による消毒業務及び消毒薬剤費</p> <p>9 家畜防疫官による質問・検査・消毒等に係る業務</p> <p>10 国による許可申請及び届出を処理する事務</p>	<p>【代替案】 家畜の所有者に支払う手当金に関する国の業務・費用が現行法及び改正案より増大する。</p>

	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>宮崎県において発生した口蹄疫の際には、約30万頭を殺処分し、口蹄疫の防疫対策に見込まれる費用（国費）は約600億円にのぼったところ、また、地域社会・地域経済にも深刻な影響が及んだ。</p> <p>家畜の伝染性疾病に対する防疫対応を強化することは被害の拡大を防ぎ、コストを抑制することにつながる。</p> <p>疾病が発生し拡大した場合、その拡大規模により対策費が異なるため、コストを金銭価値化することは難しいが、発生例から見えても、防疫対応の強化は現行法より便益の向上が見込まれる。</p>		<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>【代替案】 伝播力が強く病原性の高い豚コレラや人獣共通感染症で高病原性にいつ変異するかわからない低病原性鳥インフルエンザと異なり、伝播力が弱く、直ちにと殺する必要がない患畜等までと殺する場合は、改正案以上の追加的便益を大きく見込めない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>【改正案における費用と便益の関係を分析】費用と便益の関係を直接的に比較できないものの、家畜の伝染性疾病の発生に対処する費用を抑制し被害の拡大を防ぐことができるため、発生例を考慮すれば費用に比べ便益の効果が上回ると考えられる。</p> <p>【改正案と代替案を比較】代替案の遵守費用は改正案よりも増加するものの、改正案と比べて便益が大ききく増加することは見込めないことから、改正案より費用便益効果は低い。</p> <p>以上から、改正案が適切である。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>この規制は、平成22年の宮崎県における口蹄疫発生を受け、開催された第三者による口蹄疫対策検証委員会の報告書（平成22年11月24日）を踏まえて新設するものである。</p> <p>具体的には、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書第3の4「畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方」の(5)(6)を踏まえ、「規制の内容」の1（消毒設備の設置等の義務）、6（畜舎等の消毒の義務）、7（倉庫等の消毒）を新設。</li> <li>・報告書第3の5「発生時に備えた準備の在り方」の(2)を踏まえ、2（定期の報告）を新設。</li> <li>・報告書の第3の6「患畜の早期発見・通報の在り方」の(2)を踏まえ、3（農林水産大臣が指定する症状を呈している家畜の届出義務）を新設。</li> <li>・報告書の第3の8「その他の初動対応の在り方」の(3)を踏まえ、8（消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務）を新設。</li> <li>・報告書の第3の11「その他」の(4)を踏まえ、10（家畜伝染病病原体等の所持の許可等）を新設。</li> </ul>		

レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を目途として、社会情勢の変化等を踏まえ随時法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
備考	